

事務分掌

(令和6年度版)

北 本 市

内容

政策推進部	- 1 -
市長公室	- 1 -
政策推進課	- 2 -
財政課	- 5 -
総務部	- 6 -
総務課	- 6 -
税務課	- 9 -
人権推進課	- 10 -
市民経済部	- 11 -
暮らし安全課	- 11 -
環境課	- 13 -
市民課	- 15 -
産業観光課	- 17 -
福祉部	- 19 -
共生福祉課	- 19 -
障がい福祉課	- 21 -
高齢介護課	- 23 -
こども健康部	- 25 -
子育て支援課	- 25 -
保育課	- 27 -
保育所	- 27 -
深井保育所、東保育所、中央保育所	- 27 -
児童発達支援センター	- 28 -
健康づくり課	- 29 -
保険年金課	- 31 -
都市整備部	- 33 -
都市計画課	- 33 -
久保土地区画整理事務所	- 35 -
建築開発課	- 36 -
建設課	- 38 -
会計課	- 41 -
議会事務局	- 42 -
教育委員会 教育部	- 43 -
教育総務課	- 43 -
学校教育課	- 44 -

教育センター.....	- 45 -
生涯学習課.....	- 46 -
文化財保護課.....	- 48 -
選挙管理委員会事務局.....	- 49 -
監査委員事務局.....	- 49 -
公平委員会（埼玉県央広域公平委員会）.....	- 50 -
農業委員会事務局.....	- 50 -
固定資産評価審査委員会.....	- 50 -

政策推進部

市長公室

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 儀式及び褒賞に関すること。
- (3) 市議会の招集等に関すること。
- (4) シティプロモーションに関すること。
- (5) 移住・定住希望者の相談に関すること。
- (6) ふるさと納税制度に関すること。
- (7) 広報及び広聴に関すること。
- (8) 部内の庶務及び連絡調整に関すること。

担当名	担 当 別 事 務 分 掌
-----	---------------

秘書担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘書及び渉外に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長及び副市長の秘書に関すること。 ・ 市長会に関すること。 ・ 庁議及び部課長会議に関すること。 2 儀式及び褒章に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式典及び表彰に関すること。 ・ 叙位及び叙勲に関すること。 3 市議会の招集等に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の招集に関すること。 ・ 市長の提案説明及び市政概要報告に関すること。 ・ その他議会との総合調整に関すること。 4 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 5 室内の庶務に関すること。
------	---

シティプロモーション・広報担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 シティプロモーションに関すること。 2 姉妹都市交流事業に関すること。 3 移住・定住希望者の相談に関すること。 4 ふるさと納税制度に関すること。 5 広報紙及び庁内報の発行に関すること。 6 市勢要覧の発行に関すること。 7 行政情報の周知普及に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等に関すること。 ・ オープンデータの推進に関すること。 8 広聴に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長への手紙・提言に関すること。 ・ その他広聴に関すること。 9 報道機関との連絡調整に関すること。
-----------------	--

政策推進課

- (1) 自治基本条例に関すること。
- (2) 総合振興計画に関すること。
- (3) 重点施策又は特命事項の調査及び研究に関すること。
- (4) 交通輸送対策（バス輸送に関することを除く。）に関すること。
- (5) 広域行政の総合調整に関すること。
- (6) 市町村合併に関すること。
- (7) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (8) 移住・定住促進の総合調整に関すること。
- (9) 総合教育会議に関すること。
- (10) 行政評価に関すること。
- (11) 事務管理に関すること。
- (12) 電算事務の総合調整に関すること。
- (13) 情報システムの管理運用に関すること。
- (14) 情報セキュリティに関すること。
- (15) 情報通信技術の活用に関すること。
- (16) マイナンバー制度の活用に係る企画及び調整に関すること。
- (17) 学校教育の情報化に係る技術的支援及び助言に関すること。
- (18) 統計調査及び統計資料の編集に関すること。
- (19) 公共施設等総合管理計画に関すること。

担当名	担 当 別 事 務 分 掌
政策推進担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治基本条例に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北本市自治基本条例審議会に関すること。 2 総合振興計画に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政経営システムに関すること。 ・ 行政経営会議に関すること。 3 重点施策又は特命事項の調査及び研究に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少に関すること。 ・ SDGsに関すること。 ・ 官民連携に関すること。 ・ 国際交流に関すること。 4 交通輸送対策（バス輸送に関することを除く。）に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道輸送に対する要望等に関すること。 5 広域行政の総合調整に関すること。 6 市町村合併に関すること。 7 まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 8 移住・定住促進の総合調整に関すること。

	<p>9 総合教育会議に関すること。</p> <p>10 事務管理に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革の推進に関すること。 ・ 市役所の組織編制に関すること。 ・ 行政評価に関すること。 ・ 地方分権に関すること。 ・ 権限移譲に関すること。 <p>11 行政不服審査会の庶務に関すること。</p> <p>12 課内の庶務に関すること。</p>
D X推進担当	<p>1 電算事務の総合調整に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムの導入に関すること。 ・ D X推進委員会に関すること。 ・ 電算委託事務の調整に関すること。 <p>2 情報システムの管理運用に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹系システムの管理に関すること。 ・ 情報系ネットワークの管理運用に関すること。 ・ 総合行政ネットワークに関すること。 ・ 情報機器の保守に関すること。 ・ 電算区画の管理に関すること。 <p>3 情報セキュリティに関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティポリシーに関すること。 ・ 情報セキュリティ委員会に関すること。 ・ 庁内情報システムの情報セキュリティ対策に関すること。 <p>4 D Xに関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体D Xの推進に関すること。 ・ 庁内業務情報化の企画及び調査研究に関すること（他課等に属するものは除く。）。 ・ 職員のデジタル技術の向上に関すること。 <p>5 マイナンバー制度の活用に係る企画及び調整に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関すること。 ・ 特定個人情報の団体間情報連携の管理に関すること。 ・ マイナンバーカードの普及に係る企画及び調整に関すること。 ・ マイキープラットフォームに係る企画及び調整に関すること。 ・ 庁内のマイナンバー事務の調整に関すること。 <p>6 学校教育の情報化に係る技術的支援及び助言に関すること。</p>
統計担当	<p>1 国勢調査及び指定統計調査に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定統計調査に関すること。 ・ 県単独統計調査に関すること。 ・ その他の統計調査に関すること。 <p>2 統計資料の編集に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「北本の統計」の編集に関すること。 ・ 統計調査報告書等の統計資料の整理及び保管に関すること。 <p>3 その他統計に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録統計調査員に関すること。
施設再編担当	<p>1 公共施設等総合管理計画に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正配置計画に関すること。 ・ 個別施設計画の進捗管理に関すること。 ・ 公共施設マネジメントシステムに関すること。 ・ 公共施設整備基金に関すること。

財政課	
(1) 財政計画に関すること。 (2) 予算に関すること。 (3) 入札、契約、検査及び検収に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
財政担当	1 財政計画に関すること。 ・ 財政計画の立案及び調整に関すること。 2 予算に関すること。 ・ 予算の編成及び配当に関すること。 ・ 地方債に関すること。 ・ 地方交付税及び諸交付金に関すること。 ・ 財政状況の公表に関すること。 ・ 決算統計に関すること。 3 課内の庶務に関すること。
契約・検査担当	1 入札、契約、検査及び検収に関すること。 ・ 入札等に参加する業者等の登録に関すること。 ・ 入札等を執行し、請負契約等を締結すること。 ・ 検査員の任命に関すること。 ・ 建設工事及び設計・調査・測量等の委託業務の検査に関すること。 ・ 物品の調達及び検収に関すること。

総務部	
総務課	
(1) 職員の人事、厚生等に関すること。 (2) 職員団体に関すること。 (3) 公務災害補償に関すること。 (4) 文書事務に関すること。 (5) 議案及び例規に関すること。 (6) 行政不服審査制度並びに訴訟及び和解に関すること。 (7) 情報公開制度及び個人情報保護制度の総合調整に関すること。 (8) 行政執行に係る重要な契約及び法律問題の調査に関すること。 (9) 公有財産の管理に関すること。 (10) 固定資産台帳に関すること。 (11) 庁用車の運行管理等に関すること。 (12) 庁舎等の維持管理に関すること。 (13) 北本駅西口ビル及び東西自由通路等の管理に関すること。 (14) 市民交流プラザ多目的ルームの利用許可に関すること。 (15) 備品の管理に関すること。 (16) 指定管理者の選定、評価等の委員会に関すること。 (17) 他の課等の所掌に属しない事務に関すること。 (18) 部内の庶務及び連絡調整に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
職員担当	1 職員の人事、厚生等に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の採用に関すること。 ・ 職員の配置、任免、分限、懲戒及び服務に関すること。 ・ 職員の給与その他給付に関すること。 ・ 職員の研修に関すること。 ・ 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。 ・ その他人事業務に関すること。 2 職員団体に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員組合との団体交渉に関すること。 3 公務災害補償に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の公務災害補償に関すること。 4 課内の庶務に関すること。 5 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
法規担当	1 文書事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政文書の整理保存に関すること。 ・ 市役所郵便物の取りまとめに関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の庁内印刷に関する事。 ・ 公印の保管に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> 2 議案及び例規に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案の作成及び例規の審査に関する事。 ・ 条例、規則、告示等の公布に関する事。 3 行政不服審査制度並びに訴訟及び和解に関する事。 4 情報公開制度及び個人情報保護制度の総合調整に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開及び個人情報の請求等の受付に関する事。 ・ 情報公開・個人情報保護審査会の庶務に関する事。 ・ 情報公開制度及び個人情報保護制度の庁内の連絡調整に関する事。 5 行政執行に係る重要な契約及び法律問題の調査に関する事。
<p>資産管理担当</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通財産の管理に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通財産の維持管理に関する事。 ・ 普通財産の貸付け等に関する事。 2 固定資産台帳に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産台帳の整理保管及び更新に関する事。 ・ 公共施設状況調査に関する事。 3 物品の修理及び不用品の処分に関する事。 4 集中管理備品の購入、管理、貸出し及び処分に関する事。 5 備品台帳の作成及び管理に関する事。 6 庁用車の運行管理等に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出車の維持管理に関する事。 ・ 庁用車の損害保険に関する事。 ・ 庁用車の事故処理委員会に関する事。 ・ 職員の安全運転管理に関する事。 7 庁舎等の維持管理に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の使用許可に関する事。 ・ 市有建物の損害保険に関する事。 8 北本駅西口ビル及び東西自由通路等の管理に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民交流プラザの維持管理に関する事。 ・ エスカレーター及びエレベーターの運行管理に関する事。 ・ 自由通路のポスター掲示場の使用許可に関する事。 9 市民交流プラザ多目的ルームの利用許可に関する事。 10 行政界に関する事。 11 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。

- | | |
|--|--|
| | <p>12 町から市への証明に関する事。</p> <p>13 指定管理者の選定、評価等の委員会に関する事。</p> <p>14 他の課等の所掌に属しない事務に関する事。</p> |
|--|--|

税務課	
(1) 市税及び個人県民税の賦課に関すること。 (2) 土地、家屋及び償却資産の賦課に係る調査及び評価等に関すること。 (3) 市税、個人県民税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関すること。	
担当名	担当別事務分掌
市民税担当	1 個人市民税、個人県民税及び森林環境税の賦課に関すること。 2 所得税、個人市民税及び個人県民税の申告受付に関すること。 3 法人市民税の申告・納付に関すること。 4 軽自動車税の賦課及び標識の交付に関すること。 5 市たばこ税に関すること。 6 個人市民税、個人県民税及び森林環境税の不服申立て及び減免に関すること。 7 軽自動車税の不服申立て及び減免に関すること。 8 市税に係る諸証明に関すること。 9 税務相談に関すること。 10 その他市税に関すること。 11 課内の庶務に関すること。
固定資産税担当	1 土地、家屋及び償却資産の調査及び評価に関すること。 2 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 3 固定資産税及び都市計画税の不服申立て及び減免に関すること。 4 固定資産課税台帳の閲覧に関すること。 5 公図の整理保管及び閲覧に関すること。 6 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 固定資産に係る証明に関すること。
納税担当	1 市税、個人県民税、森林環境税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び滞納処分に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税の奨励、督促及び催告に関すること。 ・ 収納管理に関すること。 ・ 差押及び公売等の滞納処分並びにこれに係る不服申立てに関すること。 2 個人県民税及び森林環境税の払込事務に関すること。

人権推進課

- (1) 人権施策の総合調整に関する事。
- (2) 人権相談に関する事。
- (3) 人権擁護委員に関する事。
- (4) 同和対策事業の総合調整に関する事。
- (5) 子どもの権利に関する事（相談及び救済等に関する事に限る。）。
- (6) 男女共同参画の推進に関する事。
- (7) 女性相談に関する事。
- (8) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。
- (9) 埼玉県央広域公平委員会との連絡調整に関する事。

担当名	担当別事務分掌
人権推進・男女共同参画担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権施策の総合調整に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発の推進に関する事。 ・ 人権対策事業の企画及び推進に関する事。 ・ 人権に係る関係各課との調整に関する事。 ・ 北本市人権推進審議会に関する事。 2 人権相談に関する事。 3 人権擁護委員に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員の推薦事務に関する事。 4 同和対策事業の総合調整に関する事。 5 子どもの権利に関する事（相談及び救済等に関する事に限る。）。 6 男女共同参画に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北本市男女共同参画プランの進行管理に関する事。 ・ 男女共同参画社会の啓発に関する事。 ・ 北本市男女共同参画審議会に関する事。 7 女性相談に関する事。 8 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。 9 埼玉県央広域公平委員会との連絡調整に関する事。 10 課内の庶務に関する事。

市民経済部	
くらし安全課	
(1) 自治振興に係る企画及び連絡調整に関すること。 (2) コミュニティの推進に関すること。 (3) 町又は字の区域の変更に関すること。 (4) 市民参画の推進に関すること。 (5) 市民との協働によるまちづくりの推進に関すること。 (6) 市民の公益的活動の支援に関すること。 (7) 危機管理に関すること。 (8) 国民保護計画に関すること。 (9) 防災対策の企画、推進及び総合調整に関すること。 (10) 非常備消防に関すること。 (11) 水防に関すること。 (12) 交通安全及び防犯に関すること。 (13) 交通輸送対策（バス輸送に関することに限る。）に関すること。 (14) 埼玉県央広域事務組合との連絡調整（消防に関することに限る。）に関すること。 (15) 部内の庶務及び連絡調整に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
市民協働担当	1 自治振興に係る企画及び連絡調整に関すること。 ・ 区及び自治会との連絡調整に関すること。 ・ 自治会活動の活性化支援に関すること。 2 コミュニティの推進に関すること。 ・ 北本市コミュニティ協議会との連絡調整に関すること。 ・ 各地域コミュニティ委員会との連絡調整に関すること。 ・ コミュニティ活動の活性化支援に関すること。 3 町又は字の区域の変更に関すること。 ・ 地名地番変更の手続き及び実施に関すること。 ・ 地名地番整備審議会に関すること。 4 市民参画の推進に関すること。 ・ 市民参画に係る各課との総合調整に関すること。 5 市民との協働によるまちづくりの推進に関すること。 ・ 協働の推進の企画及び総合調整に関すること。 ・ 協働事業提案制度に関すること。 6 市民の公益的活動の支援に関すること。 ・ 市民の公益的活動に係る各課との総合調整に関すること。 7 課内の庶務に関すること。 8 部内の庶務及び連絡調整に関すること。

<p>危機管理・消防 防災担当</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理に関する事。 2 国民保護計画に関する事。 3 防災対策の企画、推進及び総合調整に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成に関する事。 ・ 防災会議に関する事。 ・ 防災訓練の実施に関する事。 ・ 防災行政無線の運用、保守及び管理に関する事。 ・ その他防災の総合調整に関する事。 4 非常備消防に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団に関する事。 ・ 消防水利に関する事。 5 水防に関する事。 6 埼玉県央広域事務組合との連絡調整（消防に関する事に限る。）に関する事。 7 国土強靱化計画に関する事。
<p>交通・防犯担当</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全対策及び防犯に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全運動及び啓発に関する事。 ・ 交通安全対策協議会に関する事。 ・ 交通災害共済に関する事。 ・ 交通安全子供広場及び駅前駐車場に関する事。 ・ 防犯運動及び啓発に関する事。 ・ 防犯協会及び地域防犯推進委員の連絡調整に関する事。 ・ 自転車問題審議会に関する事。 ・ 放置自転車の対策に関する事。 ・ 犯罪被害者支援に関する事。 2 交通輸送対策（バス輸送に関する事に限る。）に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ デマンドバスの運行及び利用者登録に関する事。 ・ 民間路線バス等の総合調整に関する事。

環境課	
(1) 一般廃棄物に関する事。 (2) ごみの減量及び再資源化に関する事。 (3) 北本地区衛生組合との連絡調整に関する事。 (4) 埼玉中部環境保全組合との連絡調整に関する事。 (5) 環境政策の企画及び推進に関する事。 (6) 環境マネジメントシステムに関する事。 (7) 公害対策に関する事。 (8) 環境衛生に関する事。 (9) 墓地に関する事。 (10) 専用水道及び簡易専用水道に関する事。 (11) 桶川北本水道企業団との連絡調整に関する事。 (12) 自然保護に関する事。 (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事。 (14) 埼玉県央広域事務組合との連絡調整（消防に関する事を除く。）に関する事。	
担当名	担当別事務分掌
資源循環担当	1 家庭より排出される廃棄物の収集及び処理に関する事。 2 収集業者の許可に関する事。 3 ごみ及びし尿の処理に関する計画及び統計に関する事。 4 し尿の汲取りに関する指導及び管理に関する事。 5 北本地区衛生組合との連絡調整に関する事。 6 埼玉中部環境保全組合との連絡調整に関する事。 7 環境美化運動等推進に関する事。 ・ ぴかぴか北本おまかせプログラムに関する事。 8 北本市廃棄物減量等推進審議会に関する事。 9 ごみの減量及び再資源化の企画及び推進に関する事。 10 北本市ごみ減量等推進市民会議の支援に関する事。 11 課内の庶務に関する事。
環境政策・保全担当	1 環境政策の企画及び推進に関する事。 2 環境マネジメントシステムに関する事。 3 北本市環境審議会に関する事。 4 地球温暖化対策実行計画に関する事。 5 公害（騒音、振動、悪臭等）の防止、調査及び処理に関する事。 6 害虫等の駆除に関する事。 7 畜犬登録及び狂犬病予防に関する事。 8 空き地雑草除去等に関する事。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">9 桶川北本水道企業団との連絡調整に関する事。10 埼玉県央広域事務組合との連絡調整（消防に関する事を除く。）に関する事。11 墓地に関する事。12 専用水道及び簡易専用水道に関する事。13 自然保護に関する事。14 緑のトラスト保全地第8号地に関する事。<ul style="list-style-type: none">・ 埼玉県及び(公財)さいたま緑のトラスト協会との連絡調整に関する事。・ 高尾宮岡ふるさとみどりのトラスト基金に関する事。15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事。<ul style="list-style-type: none">・ 鳥獣飼養の許可に関する事。・ 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域の設定計画に関する事。・ 鳥獣の捕獲又は鳥獣の卵の採取の許可に関する事。16 浄化槽の清掃に関する指導及び管理に関する事。17 合併処理浄化槽の設置補助に関する事。 |
|--|--|

市民課	
(1) 住民基本台帳及び戸籍等に関すること。 (2) 印鑑登録に関すること。 (3) 埋火葬及び改葬の許可に関すること。 (4) 人口動態統計等に関すること。 (5) 犯罪、破産宣告及び成年被後見人名簿の記録管理に関すること。 (6) 自動車臨時運行許可に関すること。 (7) 一般旅券の申請受理及び交付等に関すること。 (8) 平和行政に関すること。 (9) 市民相談に関すること。 (10) 消費生活に関すること。 (11) 外部からの公益通報に関すること。	
担当名	担当別事務分掌
戸籍担当	1 戸籍の記録管理に関すること。 2 人口動態統計事務に関すること。 3 相続税法第58条の規定に基づく通知に関すること。 4 犯罪人名簿に関すること。 5 成年被後見人及び破産者の記録管理に関すること。 6 身分関係証明に関すること。 7 本人通知制度に関すること。 8 在外選挙人の記録管理に関すること。
窓口担当	1 住民基本台帳の記録管理に関すること。 2 住民基本台帳ネットワークの管理及び運用に関すること。 3 マイナンバーカード及び住基カードを利用した証明交付に関すること。 4 マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行に関すること。 5 公的個人認証サービスに関すること。 6 戸籍に関する届出の受付及び証明書の交付に関すること。 7 住民登録に関する届出の受付及び証明書の交付に関すること。 8 中長期在留者住居地届出に関すること。 9 特別永住許可の申請等に関すること。 10 印鑑登録に関する申請の受付及び証明書の交付に関すること。 11 身分証明、不在籍、不在住等の諸証明の交付に関すること。 12 自動車臨時運行許可に関すること。 13 埋火葬及び改葬の許可に関すること。

	14 一般旅券の申請受理及び交付等に関する事。
市民相談担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 平和行政に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和啓発に関する事。 2 市民相談に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律相談及び行政相談等に関する事。 3 消費生活に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活に係る情報の収集及び提供に関する事。 ・ 消費者問題の防止及び啓発に関する事。 ・ 消費生活相談に関する事。 ・ 消費生活に関連する各種立入検査に関する事。 ・ 外部からの公益通報に関する事。 ・ その他消費生活に関する事。 4 行政相談委員に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政相談委員の推薦事務に関する事。 5 課内の庶務に関する事。

産業観光課

- (1) 商工業の振興に関する事。
- (2) 労政に関する事。
- (3) 観光の振興に関する事。
- (4) まちのにぎわいづくりに関する事。
- (5) 北本駅西口駅前多目的広場に関する事（維持管理に関する事を除く。）。
- (6) 農業政策に関する事。
- (7) 農業経営の合理化及び支援に関する事。
- (8) 農業ふれあいセンターに関する事。
- (9) 土地改良事業に関する事。

担当名

担 当 別 事 務 分 掌

商工労政・観光担当

- 1 商工業の振興に関する事。
 - ・ 商工業振興に係る情報の収集及び提供に関する事。
 - ・ 商工業振興の調査研究に関する事。
- 2 中小企業の金融及び経営相談に関する事。
 - ・ 中小企業者への融資あっせん及び保証料等の助成に関する事。
 - ・ 中小企業者の経営相談に関する事。
- 3 商工団体の育成に関する事。
 - ・ 商工団体等の育成及び支援に関する事。
- 4 計量器に関する事。
 - ・ 計量器検査に関する事。
- 5 商店街振興組合に関する事。
 - ・ 商店街振興組合の指導に関する事。
- 6 工業立地に関する事。
 - ・ 工場新設計画申出に関する事。
- 7 労働及び雇用に関する事。
 - ・ 労働及び雇用に係る情報の収集及び提供に関する事。
 - ・ 勤労者の福利に関する事。
- 8 勤労者住宅資金の貸付けに関する事。
- 9 求職及びあっせん相談に関する事。
- 10 観光の振興に関する事。
 - ・ 観光に関する情報の収集及び提供に関する事。
 - ・ 観光関係団体等の育成及び支援に関する事。
 - ・ 観光資源の開発・普及に関する事。
 - ・ その他観光に関する事。
- 11 中心市街地及び南部地域のにぎわいづくりに関する事。
- 12 北本駅西口駅前多目的広場の利用許可等に関する事。

	<p>13 観光に関する庁内調整に関すること。</p> <p>14 課内の庶務に関すること。</p>
農政担当	<p>1 農業の振興に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興施策の企画及び推進に関すること。 ・ 農業振興地域整備計画に関すること。 ・ 優良農地の保全に関すること。 <p>2 農業の担い手の育成及び確保に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業後継者の育成及び支援に関すること。 ・ 農業団体の支援に関すること。 ・ 新規参入の支援に関すること。 <p>3 農業経営の合理化及び支援に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の改善に関すること。 ・ 法人化の支援に関すること。 ・ 農業制度資金に関すること。 <p>4 農作物の病虫害防除に関すること。</p> <p>5 家畜等の防疫に関すること。</p> <p>6 土地改良事業に関すること。</p> <p>7 農業災害に関すること。</p> <p>8 農業を活かすまちづくりの推進に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消及び6次産業化に関すること。 ・ 農産物のPR及び特産化の推進に関すること。 ・ 農業、商業、工業、観光等との連携に関すること。 <p>9 農業ふれあいセンターに関すること。</p> <p>10 農作物の安心安全に関すること。</p> <p>11 森林に関すること</p>

福祉部	
共生福祉課	
(1) 民生委員及び児童委員に関すること。 (2) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (3) 地域福祉に関すること。 (4) 社会福祉法人の設立等の認可等に関すること。 (5) 社会福祉法人の指導監査に関すること。 (6) 総合福祉センターに関すること。 (7) 生活保護に関すること。 (8) 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業に関すること。 (9) 生活困窮者自立支援に関すること。 (10) その他社会福祉に関すること。 (11) 部内の庶務及び連絡調整に関すること。	
担当名	担当別事務分掌
地域福祉・監査担当	1 生活保護費に関すること。 2 民生委員及び児童委員に関すること。 3 旧軍人の恩給等、戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関する こと。 4 中国残留邦人等の支援に関すること。 5 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 6 災害見舞金等に関すること。 7 更生保護に関すること。 8 老人クラブに関すること。 9 社会福祉協議会の支援に関すること。 10 敬老祝金に関すること。 11 地域福祉計画に関すること。 12 北本市総合福祉センターの指定管理者に関すること。 13 社会福祉法人の設立等の認可等に関すること。 14 社会福祉法人の指導監査に関すること。 15 課内の庶務に関すること。 16 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
生活保護担当	1 生活保護法に基づく決定実施に関すること。 2 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関すること。
地域共生担当	1 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業に関すること。 2 生活困窮者自立支援に関すること。

経済対策給付
金担当

低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給に関する事。

障がい福祉課

- (1) 身体障害者福祉に関すること。
- (2) 知的障害者福祉に関すること。
- (3) 精神障害者福祉に関すること。
- (4) 障害児福祉に関すること。
- (5) 障害福祉サービス事業所に関すること。
- (6) 障害児学童保育室に関すること。

担当名	担 当 別 事 務 分 掌
相談支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の総合相談、連絡調整及び企画調整に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉計画に関すること。 2 障害者総合支援法に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援給付（自立支援医療は除く）の決定に関すること。 ・ 地域生活支援事業の決定に関すること。 ・ 障害区分認定調査及び認定審査会に関すること。 ・ 地域自立支援協議会に関すること。 ・ その他地域生活支援事業に関すること。 ・ 障害福祉計画に関すること。 3 身体障害者福祉法に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい者に対する相談及び身体障害者手帳の申請等に関すること。 ・ 身体障がい者の措置に関すること。 ・ その他身体障がい者への福祉サービスに関すること。 4 知的障害者福祉法に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障がい者に対する相談及び療育手帳の申請等に関すること。 ・ 知的障がい者の措置に関すること。 ・ その他知的障がい者への福祉サービスに関すること。 5 精神保健福祉法に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がい者に対する相談に関すること。 ・ その他精神障がい者へ福祉サービスに関すること。 6 児童福祉法に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所給付、障害児相談支援給付の決定に関すること。 ・ 肢体不自由児通所医療費の決定に関すること。 ・ 障害児福祉計画に関すること。 7 障害児（者）生活サポート事業の決定に関すること。 8 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の決定に関すること。 9 障がい者の虐待の防止及び対応に関すること。 10 障害者の権利擁護に関すること。 11 障害者差別解消に関すること。

	12 障がい者就労支援センターに関する事。
給付担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援給付の給付に関する事。 ・ 自立支援医療に関する事。 ・ 高額障害福祉サービス等給付費に関する事。 ・ 指定特定相談事業者の指定に関する事。 ・ 地域生活支援事業の事業者登録及び給付に関する事。 2 児童福祉法に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所給付、障害児相談支援給付の給付に関する事。 ・ 高額障害児通所給付費に関する事。 ・ 肢体不自由児通所医療費の給付に関する事。 ・ 指定障害児相談支援事業者の指定に関する事。 3 精神障害者保健福祉手帳の申請等に関する事。 4 障害児（者）生活サポート事業の事業者登録及び給付に関する事。 5 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事。 6 障がい者等の手当及び医療費に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者手当等に関する事。 ・ 在宅重度心身障害者手当に関する事。 ・ 特別児童扶養手当に関する事。 ・ 在宅重度心身障害者介護者手当に関する事。 ・ 在宅重度心身障害者（児）紙おむつ助成に関する事。 ・ 重度心身障害者医療費に関する事。 7 福祉有償運送に関する事。 8 障害者優先調達推進に関する事。 9 埼玉県心身障害者扶養共済への加入申込み等に関する事。 10 北本市障害福祉サービス事業所に関する事。 11 障害児学童保育室に関する事。 12 課内の庶務に関する事。

高齢介護課

- (1) 高齢者の支援に関すること。
- (2) 高齢社会に対する福祉施策の企画調整に関すること。
- (3) 地域包括支援センター事業に関すること。
- (4) 健康増進センターに関すること。
- (5) シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 介護保険の管理に関すること。
- (7) 介護認定に関すること。
- (8) 地域密着型サービス事業者の指定に関すること。

担当名	担当別事務分掌
高齢者福祉担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の総合相談、連絡調整及び企画調整に関すること。 2 高齢者の施設等の企画調整に関すること。 3 高齢者虐待の防止及び対応に関すること。 4 高齢者の権利擁護及び成年後見制度利用支援に関すること。 5 老人福祉法等の措置及び委託等に要する費用の支払い及び徴収に関すること。 6 高齢者福祉サービスに関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人居室等の工事に必要な資金の貸付けに関すること。 ・ 在宅の重度要介護高齢者を介護している人への手当の支給に関すること。 ・ 訪問介護サービス等利用者負担額の助成に関すること。 ・ 紙おむつ代の助成に関すること。 ・ 高齢者に対する日常生活用具の給付、配食サービス、緊急時通報システム、寝具洗濯乾燥消毒等の生活支援の決定及び実施に関すること。 ・ その他高齢者への福祉に関すること。 7 高齢者福祉計画に関すること。 8 地域支援事業に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業に関すること。 ・ 包括支援事業に関すること。 9 健康増進センターに関すること。 10 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 11 課内の庶務に関すること。
介護担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護認定審査会の運営に関すること。 2 介護認定申請に関すること。 3 介護認定調査に関すること。 4 介護認定の相談・不服に関すること。 5 その他介護認定に関すること。

- | | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none">6 被保険者の資格管理に関する事。<ul style="list-style-type: none">・ 被保険者の資格取得及び喪失の事務に関する事。・ 被保険者証の発行に関する事。7 第1号被保険者の介護保険料の賦課及び減免に関する事。8 介護保険の各種給付に関する事。<ul style="list-style-type: none">・ 介護報酬請求の確認に関する事。・ 介護等の給付に関する事。・ ケアプラン自己作成者の給付管理に関する事。・ 高額介護サービス費等の支給に関する事。・ 高額医療合算介護サービス費等の支給に関する事。・ 特例介護サービス費等の支給に関する事。・ 介護保険負担限度額認定に関する事。・ 第三者行為に関する事。・ 負担割合証の発行に関する事。9 介護給付の適正化に関する事。10 介護保険事業計画に関する事。11 介護保険特別会計に関する事。<ul style="list-style-type: none">・ 予算の編成及び差引事務に関する事。・ 介護保険国庫負担金等の申請及び実績報告に関する事。12 財政安定化基金拠出金に関する事。13 高額介護サービス費及び特例介護サービス費等の資金貸付けに関する事。14 指定介護予防支援事業所の指定及び指導に関する事。15 指定居宅介護支援事業所の指定及び指導に関する事。16 介護サービス事業者の指導に関する事。17 地域密着型サービス事業者の指定及び指導に関する事。18 介護保険制度の趣旨普及に関する事。19 その他介護保険に関する事。 |
|--|--|

こども健康部	
子育て支援課	
(1) 児童福祉に関すること。 (2) 児童の手当及び医療費に関すること。 (3) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (4) 発達障害児支援に関すること。 (5) 少子化対策に関すること。 (6) 学童保育室、児童館及び地域子育て支援センターに関すること。 (7) 子どもの権利に関すること（相談及び救済等に関することを除く。）。 (8) 部内の庶務及び連絡調整に関すること。	
担当名	担当別事務分掌
子育て支援担当	1 児童の手当及び医療費に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当に関すること。 ・ 児童扶養手当に関すること。 ・ 交通遺児手当に関すること。 ・ こども医療費の支給に関すること。 ・ ひとり親家庭等医療費の支給に関すること。 2 少子化対策に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化対策に係る交付金の庁内の連絡調整に関すること。 3 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭自立支援給付金に関すること。 ・ 母子家庭等に対する福祉資金の貸付に関すること。 ・ その他母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 4 その他子育て支援全般に関すること。
児童相談担当	1 児童福祉に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭相談に関すること。 ・ 児童虐待防止に関すること。 ・ 子ども家庭総合支援拠点の運営に関すること。 ・ 里親に関すること。 2 母子生活支援施設及び助産施設への入退所に関すること。 3 子育て短期支援事業に関すること。 4 児童館に関すること。 5 地域子育て支援拠点に関すること。 6 ファミリー・サポート・センターに関すること。 7 放課後児童健全育成事業に関すること。 8 子どもの権利に関すること（相談及び救済等に関することを除く。）。 9 課内庶務に関すること。

	10 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
--	-----------------------

保育課	
(1) 保育に関すること。 (2) 保育所及び児童発達支援センターの運営及び維持管理に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
保育担当	1 保育に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の施策及び企画調整に関すること。 ・ 子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関すること。 ・ 公立保育所、私立保育園、認定こども園及び地域型保育事業の利用に関すること。 ・ 利用者負担額の決定、賦課及び徴収に関すること。 ・ 家庭保育室の指導及び育成に関すること。 ・ 認可外保育施設に関すること。 ・ その他保育に関すること。
施設運営担当	1 保育所に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所、私立保育園、認定こども園及び地域型保育業者との連絡調整に関すること。 ・ 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認及び指導に関すること。 ・ 公立保育所及び児童発達支援センターの給食に関すること。 ・ 保育所の整備に関すること。

保育所	
深井保育所、東保育所、中央保育所	
	担 当 別 事 務 分 掌
	1 入所児童の保育に関すること。 2 保育に必要な事業に関すること。 3 施設の運営及び維持管理に関すること。

児童発達支援センター	
	担 当 別 事 務 分 掌
	1 児童発達支援に関すること。 ・ 児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業及び特定利用相談事業に関すること。 2 療育に必要な事業に関すること。 3 施設の運営及び維持管理に関すること。

健康づくり課	
(1) 母子保健に関すること。 (2) 成人保健に関すること。 (3) 精神保健に関すること。 (4) 地域医療体制に関すること。 (5) 健康づくりに関すること。 (6) 感染症に関すること。 (7) 献血に関すること。 (8) 保健センター及び母子健康センターの運営管理に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
母子保健担当	1 母子保健に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦及び乳幼児の健康診査、健康教育及び健康相談に関すること。 ・ 思春期保健に関すること。 ・ 訪問指導に関すること。 ・ 母子健康手帳の交付及び低体重児の届出に関すること。 ・ 母子歯科保健に関すること。 ・ 不妊検査・不育症検査の助成に関すること。 ・ 未熟児養育医療の給付に関すること。 ・ 産後ケアに関すること。 ・ 妊婦健康診査等助成に関すること。 ・ 出産・子育て応援事業に関すること。 2 精神保健に関すること。 3 課内の庶務に関すること。
健康推進担当	1 成人保健に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種健・検診（がん検診、結核検診等）に関すること。 ・ 健康教育及び健康相談に関すること。 ・ 訪問指導に関すること。 ・ 成人歯科保健に関すること。 2 地域医療体制の整備に関すること。 3 健康づくりに関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の健康増進に関すること。 ・ 健康長寿ウォーキング事業に関すること。 4 感染症に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及び発症時の対応に関すること。 ・ 予防接種に関すること。 5 献血に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血液センターとの連絡調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none">・ 協力団体との連絡調整に関すること。 <p>6 保健センター及び母子健康センターの運営管理に関すること。</p>
--	---

保険年金課	
(1) 国民健康保険事業に関すること。 (2) 国民健康保険税の賦課に関すること。 (3) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。 (4) 後期高齢者医療に関すること。 (5) 国民年金に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
国民健康保険担当	1 国民健康保険事業に関すること。 ・ 企画及び実施に関すること。 ・ 調査、報告に関すること。 2 国民健康保険税の賦課に関すること。 3 国民健康保険税の不服申立て及び減免に関すること。 4 国民健康保険運営協議会の庶務に関すること。 5 国民健康保険特別会計に関すること。 ・ 予算の編成及び差引事務に関すること。 ・ 国民健康保険国庫補助金等の申請及び実績報告に関すること。 ・ 国民健康保険毎月月報の作成及び報告に関すること。 6 国民健康保険制度の趣旨普及に関すること。 7 被保険者の異動に関すること。 ・ 被保険者の資格取得及び喪失の受付事務に関すること。 ・ その他被保険者の異動に関する事務に関すること。 8 国民健康保険の各種給付に関すること。 ・ 診療報酬請求の確認に関すること。 ・ 療養の給付等の支払いに関すること。 ・ 高額療養費の支給に関すること。 ・ 高額介護合算療養費の支給に関すること。 ・ 食事療養標準負担額減額認定に関すること。 ・ 第三者行為の届出に関すること。 9 特定健康診査に関すること。 10 特定保健指導に関すること。 11 課内の庶務に関すること。
後期高齢者医療担当	1 後期高齢者医療特別会計に関すること。 ・ 予算の編成及び差引事務に関すること。 2 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。 ・ 75歳以上（ただし、65歳以上75歳未満で一定の障害があり高齢者医療制度の障害認定を申請した人を含む）の後期高齢者医療被保険者証の交付に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療被保険者証の喪失及び変更の届出に関する事 ・ 第三者行為の届出に関する事 ・ 後期高齢者医療制度の各種給付の受付及び支給に関する事 ・ その他高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する事 ・ 後期高齢者医療保険料に関する事 <p>3 埼玉県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事</p> <p>4 後期高齢者の健康診査に関する事</p> <p>5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る企画調整及び個別支援事業に関する事</p>
国民年金担当	<p>1 国民年金に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金被保険者の資格取得及び喪失等に関する事 ・ 国民年金保険料の免除・納付猶予に関する事 ・ 国民年金保険料の学生納付特例に関する事 ・ 国民年金保険料の納付に関する事 ・ 国民年金に関する年金の給付等に関する事 ・ 年金の相談に関する事 <p>2 年金生活者支援給付金に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金生活者支援給付金の請求等に関する事 ・ 年金生活者支援給付金の相談に関する事 <p>3 日本年金機構（大宮年金事務所）との連絡調整に関する事</p> <p>4 厚生労働省（関東信越厚生局）との連絡調整に関する事</p>

都市整備部	
都市計画課	
(1) 都市計画に関する調査及び計画に関すること。 (2) 都市計画施設区域内における建築の許可に関すること。 (3) 市街地開発事業に関すること。 (4) 土地区画整理事業に関すること。 (5) まちづくり条例に関すること。 (6) 南部地域の開発のための調査、研究及び計画に関すること。 (7) 企業誘致に関すること。 (8) 都市公園の調査、計画及び工事に関すること。 (9) 都市公園施設の利用促進及び維持管理に関すること。 (10) 緑地の調査及び計画に関すること。 (11) 緑化推進並びに桜の育成及び管理に関すること。 (12) 部内の庶務及び連絡調整に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
都市計画担当	1 都市計画に関する調査、決定及び変更に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画マスタープランに関すること。 ・ 生産緑地に関すること。 ・ 地図の作成及び売払いに関すること。 ・ 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。 2 都市計画法第53条の規定に基づく建築許可に関すること。 3 北本市都市計画審議会の庶務に関すること。 4 市街地開発事業に関すること。 5 土地区画整理事業の事業計画及び調査に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業の認可事務等に関すること。 ・ 土地区画整理組合の指導に関すること。 6 都市景観に関すること。 7 景観法に基づく届出の受理、勧告等に関すること。 8 まちづくり条例に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり推進地区の指定及びまちづくり協議会の認定に関すること。 9 駐車場法に基づく路外駐車場の設置の届出等に関すること。 10 中山道景観整備の推進に関すること。 11 北本駅周辺地域の整備に関すること。 12 田園都市産業ゾーン周辺地域乱開発抑止連絡会議に関すること。 13 南部地域開発のための調査、研究及び計画に関すること。 14 企業誘致に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地の情報の収集及び提供に関すること。 ・ 企業立地の相談に関すること。 ・ 企業立地の庁内調整に関すること。 <p>15 課内の庶務に関すること。</p> <p>16 部内の庶務及び連絡調整に関すること。</p>
公園担当	<p>1 都市公園の調査及び計画に関すること。</p> <p>2 都市公園の工事に係る計画、測量、設計、積算及び現場監督に関すること。</p> <p>3 都市公園の利用及び維持に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の占用及び行為の許可に関すること。 <p>4 緑地の調査、計画及び工事に関すること。</p> <p>5 緑化推進並びに桜の育成及び管理に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の木「桜」及び市の花「菊」の普及に関すること。

久保土地区画整理事務所	
久保地区の土地区画整理事業に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
事業担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の調査及び計画に関すること。 2 工事の調査及び計画に関すること。 3 工事の設計、実施及び監督に関すること。 4 事業用地の維持管理に関すること。 5 久保特定土地区画整理事業特別会計に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の編成及び差引事務に関すること。 6 土地区画整理審議会に関すること。
換地・補償担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 換地計画に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮換地の指定、変更及び証明に関すること。 ・ 施行地区内の土地に係る権利等に関すること。 2 損失補償、その他補償に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 損失補償、その他補償の調査、積算及び契約に関すること。 ・ 損失補償、その他補償の支払証明書等の発行に関すること。 3 保留地処分及び評価員会に関すること。 4 土地区画整理法第76条に基づく建築行為等に関すること。 5 国、県等への申請事務に関すること。 6 事務所の庶務に関すること。

建築開発課

- (1) 開発指導及び開発行為の許可に関する事。
- (2) 土地規制に関する事。
- (3) 優良宅地等の認定に関する事。
- (4) 限定特定行政庁の業務に関する事。
- (5) 屋外広告物の許可及び指導に関する事。
- (6) 中高層建築物の建築に係る指導等に関する事。
- (7) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事。
- (8) 市有建築物の工事及び維持管理の助言に関する事。
- (9) 市営住宅の管理に関する事。
- (10) 公的住宅の紹介に関する事。
- (11) 住宅政策に関する事。
- (12) 空き家対策に関する事。

担当名	担当別事務分掌
指導担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為等の許可及び指導に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する事。 ・ 北本市開発行為等の指導に関する要綱に基づく開発行為等の指導に関する事。 2 土地規制に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土利用計画法に基づく届出に関する事。 ・ 宅地造成等規制法に関する事。 3 優良宅地等の認定に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する事。 4 限定特定行政庁の業務に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づく各種申請書の受付、審査及び検査等に関する事。 ・ 道路位置指定及び建築協定に関する事。 ・ 違反建築物の是正指導及び措置に関する事。 ・ 建築基準法に係る道路相談に関する事。 ・ 建設リサイクル法に基づく建築物の解体の届出に関する事。 ・ 長期優良住宅の認定等に関する事。 ・ 低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事。 ・ 建築物省エネ法に基づく認定等に関する事。 5 福祉のまちづくり条例に基づく届出に関する事。 6 屋外広告物の許可及び指導に関する事。 7 中高層建築物の建築に係る指導等に関する事。 8 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料耐震診断に関すること。 ・ 耐震診断、耐震改修計画及び耐震改修工事の補助制度に関すること。 <p>9 課内の庶務に関すること。</p>
<p>営繕・住宅担当</p>	<p>1 市有建築物の工事及び維持管理の助言に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の支援及び助言に関すること。 ・ 工事の設計及び実施に関すること。 ・ 既存建物の改修及び維持管理に係る助言に関すること。 <p>2 市営住宅の管理に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃の徴収に関すること。 ・ 入居者の管理に関すること。 ・ 建物の維持管理に関すること。 <p>3 公的住宅の紹介に関すること。</p> <p>4 住宅施策に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マンション管理支援に関すること。 ・ 高齢者の居住の安全確保に関する法律のうち、終身賃貸事業の認可に関すること。 ・ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関すること。 ・ 住宅需要実態調査に関すること。 <p>5 空き家対策に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等対策協議会の庶務に関すること。 ・ 空家等対策計画に関すること。

建設課

- (1) 道路及び水路の境界に関する事。
- (2) 道路の認定、廃止及び供用に関する事。
- (3) 道路及び橋りょうの台帳整備に関する事。
- (4) 法定外公共物の財産管理に関する事。
- (5) 道路、水路等の用地の取得及び処分に関する事。
- (6) 国有財産の譲与等に関する事。
- (7) 道路、橋りょう等の計画、工事及び維持管理に関する事。
- (8) 交通安全施設の工事及び維持管理に関する事。
- (9) 北本駅西口駅前多目的広場に関する事（維持管理に関する事に限る。）。
- (10) 上尾道路の整備に伴う関連業務に関する事。
- (11) 河川及び水路の工事及び維持管理に関する事。
- (12) その他道路等に関する事。
- (13) 公共下水道事業会計に関する事。
- (14) 公共下水道の受益者負担金、区域外流入分担金及び使用料に関する事。
- (15) 公共下水道の計画及び工事に関する事。
- (16) 公共下水道汚水施設の維持管理に関する事。
- (17) 公共下水道（汚水）の普及促進に関する事。
- (18) 公共下水道雨水幹線の維持管理に関する事。
- (19) 荒川左岸北部流域下水道に関する事。
- (20) その他公共下水道事業に関する事。

担当名	担当別事務分掌
道路管理・用地担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び水路の境界に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量の基準となる基準点を設置及び管理すること。 ・ 道路及び水路の境界に関する調査を行い、隣接する土地の権利者と協議して境界を定めること。 2 道路の認定、廃止、供用開始に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の認定、廃止等に関する事。 3 道路及び橋りょうの台帳整備に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量を実施し幅員、面積等を明らかにし道路台帳（調書と図面）に記録すること。 ・ 関係機関に道路台帳に基づく情報を提供すること。 ・ 市民並びに道路及び水路に隣接する土地権利者等に道路台帳を公開すること。 4 法定外公共物の財産管理に関する事。 5 違反立看板等の除却に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易広告物（はり紙、はり札及び立看板）の除却に関する事。 6 公共用地の登記及び処分に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が管理する公共用地の登記事務に関する事。 ・ 廃道敷等の不要な土地を売り払うための契約を締結すること。 <p>7 建築行為に関する後退用地寄付に関する事。</p> <p>8 国有財産の譲与等に関する事。</p>
維持補修担当	<p>1 道路及び橋りょうの維持管理に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、側溝及び橋りょうの補修及び清掃等に関する事。 ・ 工事等に伴う使用許可に関する事。 ・ 水路への排水又は橋架け等に伴う使用許可に関する事。 ・ 国道及び県道の国及び県への要望等に関する事。 <p>2 道路の街灯、カーブミラー等の設置及び維持管理に関する事。</p> <p>3 北本駅西口駅前多目的広場の維持管理に関する事。</p> <p>4 道路の占用許可に関する事。</p> <p>5 水路の改良に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路の調査及び計画に関する事。 ・ 水路の工事の設計、実施及び監督に関する事。 ・ 水路敷の除草等に関する事。
新設改良担当	<p>1 道路の改良に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の調査及び計画に関する事。 ・ 道路の工事の設計、実施及び監督に関する事。 <p>2 委託された工事の設計、実施及び監督に関する事。</p> <p>3 都市計画街路の工事に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画街路の工事に係る計画、測量、設計、積算、現場監督に関する事。 <p>4 公共用地の取得に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の道路、水路等の用地を取得するための売買契約を締結すること。 <p>5 上尾道路の整備に伴う関連業務に関する事。</p> <p>6 首都圏中央連絡自動車道の整備に伴う協議会等に関する事。</p> <p>7 県施行街路事業の連絡調整等に関する事。</p> <p>8 課内の庶務に関する事。</p>
下水道業務担当	<p>1 公共下水道事業に係る予算及び決算に関する事。</p> <p>2 公共下水道事業の出納及びその他の会計事務に関する事。</p> <p>3 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。</p> <p>4 公共下水道事業会計に係る投資計画及び財政計画に関する事。</p>

	<p>と。</p> <p>5 公共下水道事業の固定資産の管理に関すること。</p> <p>6 公共下水道の受益者負担金及び区域外流入分担金に関すること。</p> <p>7 公共下水道の使用料に関すること。</p> <p>8 水洗便所改造資金に関すること。</p> <p>9 荒川左岸北部流域下水道事業推進協議会との連絡調整に関すること。</p> <p>10 下水道事業審議会に関すること。</p> <p>11 下水道関係の庶務に関すること。</p>
下水道施設担当	<p>1 公共下水道事業の調査及び計画に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想（方針、調査及び構想）に関すること。 ・ 都市計画決定に関すること。 ・ 公共下水道事業認可に関すること。 <p>2 公共下水道工事の設計、実施及び監督に関すること。</p> <p>3 公共下水道汚水施設の維持管理に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道管の補修及び清掃に関すること。 ・ 下水道本管からの接続に伴う取付管等の設置及び許可に関すること。 ・ 中丸中継ポンプ場に関すること。 ・ 下水道台帳の整備保管に関すること。 <p>4 公共下水道管への接続に伴う排水設備の管理運営に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備の申請及び工事完了検査に関すること。 ・ 排水設備責任技術者の登録及び指導に関すること。 ・ 指定工事店の登録及び指導に関すること。 ・ 水洗化の推進に関すること。 <p>5 排水水質の監視及び指導に関すること。</p> <p>6 公共下水道雨水幹線の維持管理に関すること。</p> <p>7 雨水流出抑制施設の設置に関すること。</p>

会計課

- (1) 収入及び支出命令の審査に関する事。
- (2) 現金の出納、保管及び記録管理に関する事。
- (3) 小切手及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (4) 決算の調製に関する事。
- (5) 指定金融機関及びその他の金融機関に関する事。
- (6) 収入印紙の出納及び保管に関する事。
- (7) 資金の運用に関する事。

担当名	担当別事務分掌
審査・出納担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 収入及び支出命令の審査に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入伝票及び支出伝票の記載事項の確認に関する事。 ・ 請求書の内容確認に関する事。 ・ 支出の時期の確認に関する事。 2 現金の出納、保管及び記録管理に関する事。 3 小切手及び有価証券の出納及び保管に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小切手及び有価証券に係る出納簿等の整理に関する事。 4 決算の調製に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入歳出の決算、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の作成に関する事。 5 指定金融機関及びその他の金融機関に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公金の出納事務を行う指定金融機関及び収納代理金融機関の指定に関する事。 ・ 市の指定した金融機関の事務処理の検査に関する事。 6 収入印紙の出納及び保管に関する事。 7 資金の運用に関する事。 8 課内の庶務に関する事。

議会事務局	
担当名	担当別事務分掌
総務議事担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の保管に関する事。 2 議員の身分及び資格得失に関する事。 3 儀式及び交際に関する事。 4 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事。 5 市議会議長会に関する事。 6 議会の予算、決算及び経理に関する事。 7 議員の議員報酬及び費用弁償その他の諸給与に関する事。 8 議員の出欠席に関する事。 9 議員の福利厚生及び親善事業に関する事。 10 職員の服務に関する事。 11 議場その他各室の管理に関する事。 12 議決事件の処理及び諸報告に関する事。 13 各種の調査及び研究並びに資料の収集、整理及び保存に関する事。 14 各種契約の締結に関する事。 15 行政視察の受入れに関する事。 16 本会議に関する事。 17 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事。 18 議会広報広聴委員会に関する事。 19 議会の傍聴に関する事。 20 議決書原本の保管、会議録の調製、編さん及び保存に関する事。 21 議会関係条例、規則等の制定及び改廃に関する事。 22 その他議会事務に関する事。

教育委員会 教育部	
教育総務課	
(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 (3) 教育委員会職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関すること。 (4) 学校の設置、管理及び廃止に関すること。 (5) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。 (6) 学校備品に関すること。 (7) 学校給食に関すること。 (8) 教育政策の調査及び研究に関すること。 (9) 部内の庶務及び連絡調整に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
総務・政策担当	1 教育委員会の会議に関すること。 ・ 会議の招集、告示及び会議に関すること。 ・ 教育委員会の会議の庶務に関すること。 2 教育委員会規則、要綱及び規程の制定及び改廃に関すること。 3 教育委員会職員（市費）の人事及び服務に関すること。 4 学校予算の調製及び配当に関すること。 5 公印の管理及び使用許可に関すること。 6 教育行政の調査統計に関すること。 7 学校の設置及び廃止に関すること。 8 学校の用に供する財産の取得及び処分の申し出に関すること。 9 学校施設の補助金に係る資料調製に関すること。 10 学校施設の整備及び維持管理に関すること。 ・ 学校施設の安全管理に関すること。 11 学校施設に係る調査統計に関すること。 12 学校施設台帳に関すること。 13 学校給食施設整備に関すること。 14 学校給食に関すること。 15 学校備品に関すること。 16 課内の庶務に関すること。 17 教育政策の推進に必要な事項の調査及び研究に関すること。 18 部内の庶務及び連絡調整に関すること。

学校教育課

- (1) 学校経営、学校管理の指導及び助言に関すること。
- (2) 教職員の人事及び服務に関すること。
- (3) 学級編制に関すること。
- (4) 教育課程に関する指導及び助言に関すること。
- (5) 教育指導に係る研修に関すること。
- (6) 学校人権教育に係る指導及び助言に関すること。
- (7) 生徒指導、教育相談に係る連絡、調整及び推進に関すること。
- (8) 特別支援教育の教育課程及び指導並びに助言に関すること。
- (9) 児童・生徒の就学等に関すること。
- (10) 教科用図書及びその他の教材の取扱いに関すること。
- (11) 児童・生徒の学籍及び就学等に関すること。
- (12) 通学区域の設定、改廃及び学校選択制に関すること。
- (13) 就学援助費に関すること。
- (14) 幼児教育に関すること。
- (15) 健康教育に関すること。
- (16) 学校安全に関すること。

担当名	担当別事務分掌
学事担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の人事に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の定数及び任免に関すること。 ・ 教職員の服務及び褒賞に関すること。 ・ その他教職員の人事に関すること。 2 児童及び生徒の就学等に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢児童及び生徒の就学に関すること。 ・ 児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 ・ 学級の編制に関すること。 3 通学区域に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学区域の設定及び改廃に関すること。 ・ 通学区域審議会に関すること。 ・ 学校選択制に関すること。 4 入学準備金に関すること。 5 就学困難な児童及び生徒の就学奨励に関すること。 6 給付型奨学金に関すること。 7 幼稚園の助成に関すること。 8 保健管理に関すること。 9 災害共済給付等に関すること。 10 小・中学校の労働安全衛生管理体制に関すること。 11 その他学事に関すること。

	12 課内の庶務に関すること。
指導担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育及び学校経営管理の指導に関すること。 2 教育課程に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の運営及び教育評価に関すること。 ・ 学習指導及び進路指導・キャリア教育に関すること。 ・ 学校行事の指導に関すること。 ・ 学校図書館教育に関すること。 ・ 国際理解教育に関すること。 ・ 情報教育の充実及び指導に関すること。 ・ 体力向上の推進に関すること。 3 学校教育に係る調査統計に関すること。 4 教職員の研究・研修に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究委嘱に関すること。 ・ 教職員の研修及び研究論文に関すること。 5 特別支援教育に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級及び各校における就学相談並びに就学支援委員会に関すること。 6 人権教育に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校人権教育に関すること。 7 生徒指導及び教育相談に関すること。 8 教科用図書の採択及び取扱いに関すること。 9 幼保小連携に関すること。 10 学校安全に関すること。 11 その他指導に関すること。

教育センター	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。 2 教育関係職員の研修に関すること。 3 言語指導及び教育相談に関すること。 4 教育に関する資料の収集及び活用に関すること。 5 その他教育の充実及び振興を図るために必要な事業に関すること。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の推進に関する事。
- (2) 社会教育の振興に関する事。
- (3) 社会教育に係る附属機関に関する事。
- (4) 社会教育関係団体に関する事。
- (5) 社会教育施設の設置及び管理に関する事。
- (6) 芸術文化の振興に関する事。
- (7) 青少年の健全育成に関する事。
- (8) 社会人権教育に関する事。
- (9) 北本市野外活動センターに関する事。
- (10) 北本市中央公民館に関する事。
- (11) 北本市立中央図書館に関する事。
- (12) 北本市立こども図書館に関する事。
- (13) 北本市南部公民館に関する事。
- (14) 北本市東部公民館に関する事。
- (15) 北本市西部公民館に関する事。
- (16) 北本市北部公民館に関する事。
- (17) 北本市中丸公民館に関する事。
- (18) 北本市学習センターに関する事。
- (19) 北本市勤労福祉センターに関する事。
- (20) 北本市コミュニティセンターに関する事。
- (21) 北本市栄市民活動交流センターの整備に関する事。
- (22) スポーツ及びレクリエーションの振興に関する事。
- (23) 生涯スポーツ施設の整備に関する事。
- (24) 社会体育関係団体に関する事。
- (25) 体育センターに関する事。

担当名	担 当 別 事 務 分 掌
社会教育担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育の振興に係る企画及び調査研究に関する事。 2 社会教育に係る附属機関に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育委員に関する事。 ・ 人権教育推進委員会に関する事。 ・ 堀の内集会所運営委員会に関する事。 3 社会教育関係団体の育成及び支援に関する事。 4 社会教育に係る国及び県補助金に関する事。 5 芸術文化の振興に関する事。 6 青少年教育及び成人教育に関する事。 7 青少年の健全育成に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年問題協議会に関すること。 ・ 青少年指導委員会に関すること。 ・ 青少年育成推進団体に関すること。 ・ 青少年の非行防止に関すること。 ・ その他青少年の健全育成に関すること。 <p>8 青少年の国内及び国際交流に関すること。</p> <p>9 社会人権教育に関すること。</p> <p>10 堀の内集会所の管理運営に関すること。</p> <p>11 その他社会教育及び文化の振興に関すること。</p> <p>12 課内の庶務に関すること。</p>
生涯学習担当	<p>1 生涯学習によるまちづくりの推進に係る企画及び調査研究に関すること。</p> <p>2 生涯学習に係る庁内連絡調整に関すること。</p> <p>3 生涯学習に係る関係機関、関係団体及び関係企業との連絡調整に関すること。</p> <p>4 生涯学習の推進に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北本市公民館等運営審議会に関すること。 ・ 北本市図書館協議会に関すること。 <p>5 生涯学習に係る支援及び奨励に関すること。</p> <p>6 市民大学きたもと学苑の運営支援に関すること。</p> <p>7 社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>8 北本市栄市民活動交流センターの整備に関すること。</p>
生涯スポーツ担当	<p>1 スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。</p> <p>2 生涯スポーツ施設の整備に関すること。</p> <p>3 社会体育関係団体に関すること。</p> <p>4 体育センターに関すること。</p> <p>5 学校体育施設の開放に関すること。</p>

文化財保護課	
(1) 文化財の保護及び保存に関すること。 (2) 文化財の調査に関すること。 (3) 文化財の普及及び啓発に関すること。 (4) 文化財保護施設の運営に関すること。	
担当名	担 当 別 事 務 分 掌
文化財保護担当	1 文化財の保護及び保存に関すること。 ・ 文化財の収集及び整理に関すること。 ・ 指定文化財の保存及び管理に関すること。 ・ 市史資料の収集及び整理に関すること。 ・ 郷土芸能の保存及び育成に関すること。 ・ 開発予定地の埋蔵文化財の調査及び保存に関すること。 2 文化財の調査に関すること。 ・ 文化財の調査及び研究に関すること。 3 文化財の普及及び啓発に関すること。 ・ 文化財保護思想の啓発に関すること。 4 文化財保護施設の運営に関すること。 5 課内の庶務に関すること。

選挙管理委員会事務局	
担当名	担当別事務分掌
選挙担当	1 委員会の会議に関する事。 2 事務局の庶務及び予算に関する事。 3 文書の收受及び発送並びに整理及び保存に関する事。 4 公印の保管に関する事。 5 裁判員候補者の予定者の選定に関する事。 6 検察審査員候補者の予定者の選定に関する事。 7 選挙の啓発に関する事。 8 選挙の管理執行に関する事。 9 選挙人名簿の調製に関する事。 10 最高裁判所裁判官国民審査法に関する事。 11 国民投票に関する事。 12 審査請求及び訴訟に関する事。 13 直接請求に関する事。

監査委員事務局	
担当名	担当別事務分掌
監査担当	1 監査委員に関する事。 2 事務局の庶務及び予算に関する事。 3 文書の收受及び発送並びに整理及び保存に関する事。 4 公印の保管に関する事。 5 物品の管理に関する事。 6 監査基準に関する事。 7 監査、検査及び審査の計画並びに執行通知に関する事。 8 監査等の実施並びにその結果の報告及び公表に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例監査に関する事。 ・ 行政監査に関する事。 ・ 随時監査に関する事。 ・ 財政援助団体等監査に関する事。 ・ 例月出納検査に関する事。 ・ 決算審査及び基金運用審査に関する事。 ・ 健全化判断比率等審査に関する事。 ・ 請求又は要求による監査に関する事。 9 監査等に必要な資料の収集及び調整に関する事。 10 その他監査に関する事。

公平委員会（埼玉県央広域公平委員会）	
担当名	担当別事務分掌
事務職員	1 公平委員会の運営に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員団体の登録申請、変更等に関する事。 ・職員の勤務条件に関する措置の要求に関する事。 ・職員の不利益処分についての審査請求に関する事。 ・職員の苦情の処理に関する事。 2 埼玉県央広域公平委員会特別会計に関する事。 3 公平委員会の庶務に関する事。 4 関係市等との連絡調整に関する事。 5 公印の保管に関する事。

農業委員会事務局	
担当名	担当別事務分掌
農地担当	1 文書の収受発送及び整理保存に関する事。 2 公印の保管に関する事。 3 委員会の議事に関する事。 4 農業者年金に関する事。 5 農地等の利用関係の調整に関する事。 6 自作農維持創設に関する事。 7 農業振興計画の樹立及び推進に関する事。 8 農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事。 9 その他法令によりその権限に属する事。

固定資産評価審査委員会	
担当名	担当別事務分掌
書記	1 固定資産評価審査委員会の運営に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・審査、調査、議事等について調書を作成する事。 ・委員会の庶務に関する事。 2 固定資産課税台帳登録価格の審査申出に関する事。